

新旧対照表（抄）

○ 中央区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例（昭和三十八年九月中央区条例第二十二号）

新	旧																		
<p>(費用弁償) 第三条 (略)</p> <p>2 費用弁償の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費の六種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の中央区議会等の求めにより出頭した者等の費用弁償に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後の出頭又は参加から適用し、同日前の出頭又は参加については、なお、従前の例による。</p>	<p>(費用弁償) 第三条 (略)</p> <p>2 費用弁償の種類及び額は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道賃</td> <td></td> <td>旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金</td> </tr> <tr> <td>船賃</td> <td></td> <td>旅客運賃（運賃に等級の区分のある場合には、中級の運賃） 実費</td> </tr> <tr> <td>航空賃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日当</td> <td>一日につき</td> <td>四、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>宿泊料</td> <td>一夜につき</td> <td>五、〇〇〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	種類	単位	額	鉄道賃		旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	船賃		旅客運賃（運賃に等級の区分のある場合には、中級の運賃） 実費	航空賃			日当	一日につき	四、〇〇〇円	宿泊料	一夜につき	五、〇〇〇円
種類	単位	額																	
鉄道賃		旅客運賃、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金																	
船賃		旅客運賃（運賃に等級の区分のある場合には、中級の運賃） 実費																	
航空賃																			
日当	一日につき	四、〇〇〇円																	
宿泊料	一夜につき	五、〇〇〇円																	